

# 「浄化槽の申込案内及び補助金額のお知らせ」

平成27年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)

事前に申請者からの**申込書の提出が必要**ですので、詳しくは下記までお問い合わせください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)

設置基数は全体で30基を予定しています。

平成27年度補助金額は右記のとおりとなります。

人 槽	上 限 金 額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

# 「合併浄化槽の清掃料金減額について」

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

なお、消費税引き上げに伴い減額金額は改定されています。

①対象人槽 8人槽、10人槽

②適用条件

(1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること

(2)法定検査において、適正な放流値が確認されていること

(3)使用人員が2人以下であること 等

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金に減額されます。

詳しくは下記までお問い合わせください。



■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

# 「浄化槽の維持管理について」

合併浄化槽及び単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽を例とします。)

○保守点検(浄化槽法第10条)

点検回数は4か月に1回以上 (対象処理人員20人以下)

○法定検査(浄化槽法第7条)

浄化槽使用開始後、3か月を経過した日から5か月以内に受ける水質検査

(浄化槽法第11条)毎年1回、定期的に受ける水質検査

○清 掃(浄化槽法第10条)

毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行うこと

※浄化槽11条検査の検査手数料は以下の金額です。(27年4月より改訂)

検査手数料 5,300円(奨励金制度利用の場合は500円減額となります。)

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。

なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。



■お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433  
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

# 平成27年度 町税等納期のお知らせ

○税金は納期限内に納めましょう。

○コンビニエンスストアでも納付できます。また、口座振替が便利です。ご利用ください。

	町・県民税(普徴)		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	納 期	口座振替日	納 期	口座振替日	納 期	口座振替日	納 期	口座振替日
4月			① 4/16(木)~ 4/30(木)	4/30(木)				
5月					① 5/ 9(土)~ 6/ 1(月)	6/ 1(月)		
6月	① 6/16(火)~ 6/30(火)	6/30(火)						
7月			② 7/ 1(木)~ 7/31(金)	7/31(金)			① 7/16(木)~ 7/31(金)	7/31(金)
8月	② 8/ 1(土)~ 8/31(月)	8/31(月)					② 8/ 1(土)~ 8/31(月)	8/31(月)
9月							③ 9/ 1(火)~ 9/30(水)	9/30(水)
10月	③10/ 1(木)~11/ 2(月)	11/2(月)					④10/ 1(木)~11/ 2(月)	11/ 2(月)
11月							⑤11/ 1(日)~11/30(月)	11/30(月)
12月			③12/ 1(火)~12/25(金)	12/25(金)			⑥12/ 1(火)~12/25(金)	12/25(金)
1月	④ 1/ 1(金)~ 2/ 1(月)	2/ 1(月)					⑦ 1/ 1(金)~ 2/ 1(月)	2/ 1(月)
2月			④ 2/ 1(月)~ 2/29(月)	2/29(月)			⑧ 2/ 1(月)~ 2/29(月)	2/29(月)
3月							⑨ 3/ 1(火)~ 3/31(木)	3/31(木)

※○数字は、「期」を表します。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

# 集落排水処理施設加入分担金及び使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、23万7千円となります。

○条例に基づき平成27年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として、使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。なお、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。(家庭用の場合:基本料金2,570円、世帯員一人につき520円です。)

また年度途中で使用人員等に変更が生じた場合は、届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等がありましたら届け出をしてください。

工事につきましては、下記の日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。

## 日高川町集落排水設備工事指定工事店 [平成27年3月1日現在]

氏 名	☎	氏 名	☎	氏 名	☎	氏 名	☎
日高川町	(0738-)	硯野電気サービス	54-0035	みのるポンプ店	22-2693	和歌山市	(073-)
野 中 水 道	52-0618	(株) 旭 屋	56-0231	林 ポ ン プ 店	22-0774	(有)プランワカノ	436-8844
タニモト設備	53-0638	川 口 水 環 境	53-0505	熊谷水道工事店	22-1195	(株)セキド水道設備	479-1151
(株)駒場工務店	54-0314	御 坊 市	(0738-)	浦 野 設 備	22-6522	岩 出 市	(0736-)
(株)大谷住宅設備	24-0710	大 田 設 備	22-8468	小 瀬 工 務 店	22-1225	オ ー ヤ シ マ (株)	69-3102
山 本 設 備	52-0807	(株) 一 伸	23-3073	藤 並 設 備	23-4849	田 辺 市	(0739-)
岡 崎 設 備	52-0826	紀 南 電 設 (株)	22-8211	美 浜 町	(0738-)	(株)共栄建設工業	77-0333
新 田 組	53-0643	西 崎 住 設	23-1233	若 野 管 工	22-6767	(株)ナカシゲ	24-2212
森 ポ ン プ 店	53-0106	(株)ワカヤマ設備	22-2946	武 内 水 道 工 業	20-5164	(有)ワケン住設	24-5927
(株)柏木建設	53-0236	(株)狩谷電気店	22-0835	(有)塩崎工務店	22-1777	太 田 水 道	35-1301
(株)古部組	23-1378	夏 目 設 備	22-4504	印 南 町	(0738-)		
花 光 建 設	53-0611	木 本 設 備	22-8792	和 住 設	46-0229		
(有)トミヤ	53-0729	楠見水道工事店	22-6575	く ぼ 設 備	45-0136		

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321